

# 尾三衛生組合業務事業計画（BCP）

新型インフルエンザ等感染症対策版

平成28年 6月

尾三衛生組合

## 目次

1	第1章	計画策定の目的	
	第1節	事業継続計画（BCP）とは	1
	第2節	新型インフルエンザとは	1
	第3節	基本的な考え方	1
	第4節	優先区分の分類	2
2	第2章	新型インフルエンザBCPの発動・解除	
	第5節	新型インフルエンザBCPの発動について	2
	第6節	発動後の態勢	2
	第7節	業務の再開及びBCPの解除	2
	第8節	BCPの周知	3
	第9節	感染防止策	3

# 第1章 計画策定の目的

## 第1節 事業継続計画（BCP）とは

事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan）とは、ヒト、モノ、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、災害応急対策業務及び継続性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）を特定するとともに、そのための手続きの簡素化、指揮命令系統の明確化等について必要な措置を講じることにより、新型インフルエンザが発生時にあっても、適切な業務を執行していくことを目的とした計画である。

## 第2節 新型インフルエンザとは？

1. 新型インフルエンザは通常のインフルエンザとは全く異なる病気で、これは全く新しい種類のインフルエンザにより起こり、誰も免疫を持っていないため、ごく短期間に世界中に広がり（パンデミックといいます。）、重い病気をひき起こすのではないかとわれています。
2. インフルエンザウイルスの考慮すべき3つ特徴
  - (1) 接触により感染する  
ウイルスを含んだ飛沫が口・鼻・目などの粘膜に直接入る以外に、汚染した手指を介しても感染します。このため、手洗い・手指の消毒が大変重要になります。
  - (2) 抗生物質は効果がない  
インフルエンザはウイルスなので細菌にしか効果のない抗生物質はウイルスに直接効果はありません。
  - (3) 頻回に変異を起こす  
インフルエンザウイルスは変異を起こしやすいといわれています。新型インフルエンザは必ず起こると考えられていますので事前の対策が重要です。

## 第3節 基本的な考え方

1. 新型インフルエンザ等の流行時においても、住民生活に欠かすことができない業務を継続する。それ以外の業務は感染拡大のため、原則業務停止する。
2. 感染拡大防止のため、不急業務を休止・縮小し、限られた職員のもとで優先して実施すべき業務を選定する。
3. 感染が拡大してしまうと、職員本人や家族の看病等で、多数の職員が出勤できないことが想定されるため、職場等での感染防止策を徹底する。

## 第4節 優先区分の分類

以下の3つに業務を分類し、業務を実施します。

(詳細は別紙BCP業務選定表参照)

### 1. 継続する業務 (A)

ごみ焼却業務等、住民生活に欠かすことのできない業務は、必要な感染防止対策を講じつつ、業務継続します。

### 2. 縮小する業務 (B)

不急の業務ではあるが長期の中止が困難な場合は、感染防止対策を講じつつ、業務を縮小して実施します。

### 3. 中止する業務 (C)

多数の人が集まる事業や不急の業務は、可能な限り感染拡大の可能性がなくなるまで中止します。

# 第2章 新型インフルエンザBCPの発動・解除

## 第5節 新型インフルエンザBCPの発動について

### 1. 発動の決定

- (1) 新型インフルエンザの国内発生が確認された段階で、新型インフルエンザ対策本部(以下、「対策本部」という。)を設置し、各部署においては、職場等での感染防止策を講ずるとともに、BCPの発動に備えて準備を行う。

なお、対策本部の構成は事務局長を始め、各課主幹級以上の職員で構成し、対策本部長は事務局長が努める。

- (2) 県内での感染が拡大されると県知事による流行警戒宣言が発令される。対策本部は県及び構成市町内の流行状況や組合職員の欠勤状況等を総合的に勘案し、通常体制での業務継続に支障を来すことが認められると判断した場合に、BCPを発動する。

## 第6節 発動後の態勢

### 1. 発動後の態勢

BCP発動後は、各部署とも平時の業務を停止し、BCP業務選定表に沿って、優先度の高い業務のみを実施するものとする。

万が一、ごみ焼却業務で欠勤者が多発した場合の補充人員は、施設課、業務課、総務

課の順に、焼却業務有経験者を優先して補充していく。但し、夜間のごみ焼却業務（夜間）やリサイクルプラザ、計量棟、一日許可受付所、可燃・不燃プラットホーム等の委託業務部署への補充人員は委託業者内で原則確保するものとする。

## 2. B C P業務選定表

具体的な業務	業務分類			分類した根拠
	A継続	B縮小	C停止	
ごみの搬入（可燃・不燃・粗大）	○			
ごみ焼却業務（可燃ごみ）	○			
焼却灰・飛灰の搬出業務		○		ピット残量が増えた場合のみ搬出
リサイクルプラザ（不燃ごみ処理）		○		〃
資源の持ち込み （資源回収ストックヤード）	○			
エコサイクルプラザ（入札・風呂）			○	不急業務で、かつ不特定多数の人が集まるため
衣類リフォーム教室			○	〃
施設見学			○	〃

## 第7節 業務の再開及びB C Pの解除

感染者数がピークを越えて減少に転じた時点において、対策本部は休止、縮小した業務の再開及び通常体制への移行の検討を開始する。

対策本部は構成市町内の感染者数や職員の出勤状況を勘案し、より優先度の高い業務から順次再開を決定する。対策本部長による「終息宣言」発令までには全業務が復旧するものとし、「終息宣言」をもってB C Pは解除される。

## 第8節 B C Pの周知

感染防止策、継続する業務及び縮小・休止する業務の内容などについて、あらかじめホームページ等により周知し、理解と協力を求める。

## 第9節 基本的な感染防止策

### 1. 外出後の手洗い

流水・石けんによる手洗いは、手指など体についたインフルエンザウイルスを物理的に除去するために有効な方法であり、インフルエンザに限らず接触感染を感染経路とす

る感染症対策の基本です。

また、アルコールによる消毒でも効果が高いことから、アルコール製剤による手指衛生も効果があります。

## 2. 流行前のワクチン接種

インフルエンザワクチンは、感染後に発病する可能性を低減させる効果と、インフルエンザにかかった場合の重症化防止に有効とされています。

## 3. 咳エチケット

感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底させることが重要です。

- (1) 他の人に向けて、咳やくしゃみをしない。
- (2) 咳やくしゃみが出る時は、マスクを着用する。症状がなくても自己防衛のため、インフルエンザの流行しやすい時期はマスクの着用は望ましい。
- (3) 手のひらで咳やくしゃみを受け止めた時は、すぐに手洗いをする。

## 4. 会議や公共交通機関の利用の自粛

多数の人が集まる会議・イベントや公共交通機関を利用しての出勤等、人ごみに入るのをなるべく控える。

やむを得ず人ごみに入る可能性がある場合は、マスクを着用する等、防御策をとった上で、なるべく人混みに入る時間は短めにする。

## 5. 職場の清掃・消毒

水や洗剤、消毒剤（次亜塩素酸ナトリウムや消毒用エタノール、イソプロパノール等）を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手摺り、椅子、テーブル、エレベーターの押ボタン、トイレの流水レバー、便座等、人がよく触れるところを拭き取り清掃する。（最低1日1回行うことが望ましい。）

## 6. 対人距離の確保

咳やくしゃみの飛沫はある程度重さがあるため、発した人から1～2m以内に落下する。つまり2m以上離れている場合は感染するリスクは低下する。

## 7. その他一般的な注意事項

37.5℃以上の発熱、咳、全身の倦怠感等のインフルエンザの症状があれば出勤しない。

また、同居する家族等の発症や職員との接触についても把握することが望ましい。